

[事案 27-12] 障害給付金等支払請求

・平成 28 年 2 月 27 日 裁定不調

<事案の概要>

胸腰椎多発圧迫骨折等の診断の後、脊柱の変形障害の診断を受けたこと等を理由に、障害給付金の支払いおよび保険料の払込免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 1 月に契約した終身保険について、以下の理由により、障害給付金を支払い、保険料の払込みを免除してほしい。

- (1)平成 24 年 6 月に診断された胸腰椎多発圧迫骨折等は、平成 24 年 3 月の重度の転倒事故が原因であり、「不慮の事故」によるものである。
- (2)平成 24 年 10 月より骨粗鬆症の治療で一般的に使用されるテリボンの投与を開始したが、同年 8 月に検査した骨密度測定結果は正常であり、圧迫骨折は内的要因（骨粗鬆症等）によるものとする保険会社の主張は誤りである。
- (3)他 2 つの保険会社の契約では、保険料が免除された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が提出した障害診断書および事実確認結果によると、障害の原因を転倒事故と特定することはできず、申立人は「疾病または体質的な要因」を有する状態であったと判断された。
- (2)したがって、申立人の障害の原因は、障害給付金および傷害を直接の原因として適用される保険料の払込免除の対象となる「不慮の事故」の定義に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1)裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人を通じて医療機関の診療記録等を求め、審理の資料とした。
- (2)医学的判断の参考とするため、独自に第三者の医師の意見書を求めた。
- (3)転倒事故当時の状況およびその後の経過等を把握するため、申立人および申立人の配偶者の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、圧迫骨折ひいては変形障害の原因が転倒事故または骨粗鬆症のいずれであるかについて、裁定審査会で事実認定することは困難であるものの、個別の事情等を考慮して、紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。